健康保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照条文

(傍線部分は修正部分)

なお従前の例による。	いては、なお従前の例による。
事由をいう。)による疾病、負傷又は死亡に関するものについては、	以外の事由をいう。)による疾病、負傷又は死亡に関するものにつ
条の規定による改正前の健康保険法第一条の業務外の事由以外の	(第一条の規定による改正前の健康保険法第一条の業務外の事由
規定の施行の日前に発生した事故に起因する業務上の事由(第一	する規定の施行の日前に発生した事故に起因する業務上の事由
第三条 健康保険法による保険給付で、附則第一条第二号に掲げる	第三条 健康保険法による保険給付で、附則第一条ただし書に規定
(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)	(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 (略)	第二条 (略)
規定 平成二十五年十月一日	
定、第二条中船員保険法第一条の改正規定並びに附則第三条の	
に一条を加える改正規定及び同法第五十五条第一項の改正規	十月一日から施行する。
二 第一条中健康保険法第一条の改正規定、同法第五十三条の次	険法第一条の改正規定並びに附則第三条の規定は、平成二十五年
一 附則第四条及び第五条の規定 公布の日	改正規定及び同法第五十五条第一項の改正規定、第二条中船員保
次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	康保険法第一条の改正規定、同法第五十三条の次に一条を加える
第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、	第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中健
(施行期日)	(施行期日)
附則	附則
修正前	修 正 後
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	